

第7回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～広域的運営推進機関のルールについて～

平成26年7月30日(水)

1. 電源入札制度について

- 改正電気事業法(第2弾)では、広域的運営推進機関(以下「広域機関」)の業務として、発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を追加。
- 供給力確保を最終的に担保するセーフティネットとして、広域機関による電源入札について、①電源入札を実施するに当たっての要件、②入札実施方法(入札要綱)、③費用負担の在り方・補填のタイミング等についての整理が必要。

【入札の対象】

- ①新規の電源建設(建設、維持及び運用)
- ②既存電源の改造・改修又は維持・運用(既存電源の休廃止により供給力不足となる場合)

【検討に留意が必要な事項】

- 本制度は、セーフティネットとしての位置づけであり、発電設備の設置者等が過度に本制度に依存する形にならないようにすることが必要。
- 本制度により建設・維持・運用することとなる電源については、国民負担を伴うものであるため、その実施に当たって慎重な検討が必要。
- 電源を建設・維持・運用する者にとって必要なインセンティブが確保されることが必要である一方、国民負担を伴い建設・運用される電源であることから、公益的性格を有するものとして扱うことが必要。

【検討内容のルールへの反映】

電源入札に必要な手続き等は広域機関の業務規程において規定。具体的な基準等の技術的要素については、送配電等業務指針において規定。

(参考)

改正電気事業法(第2弾)における関連規定

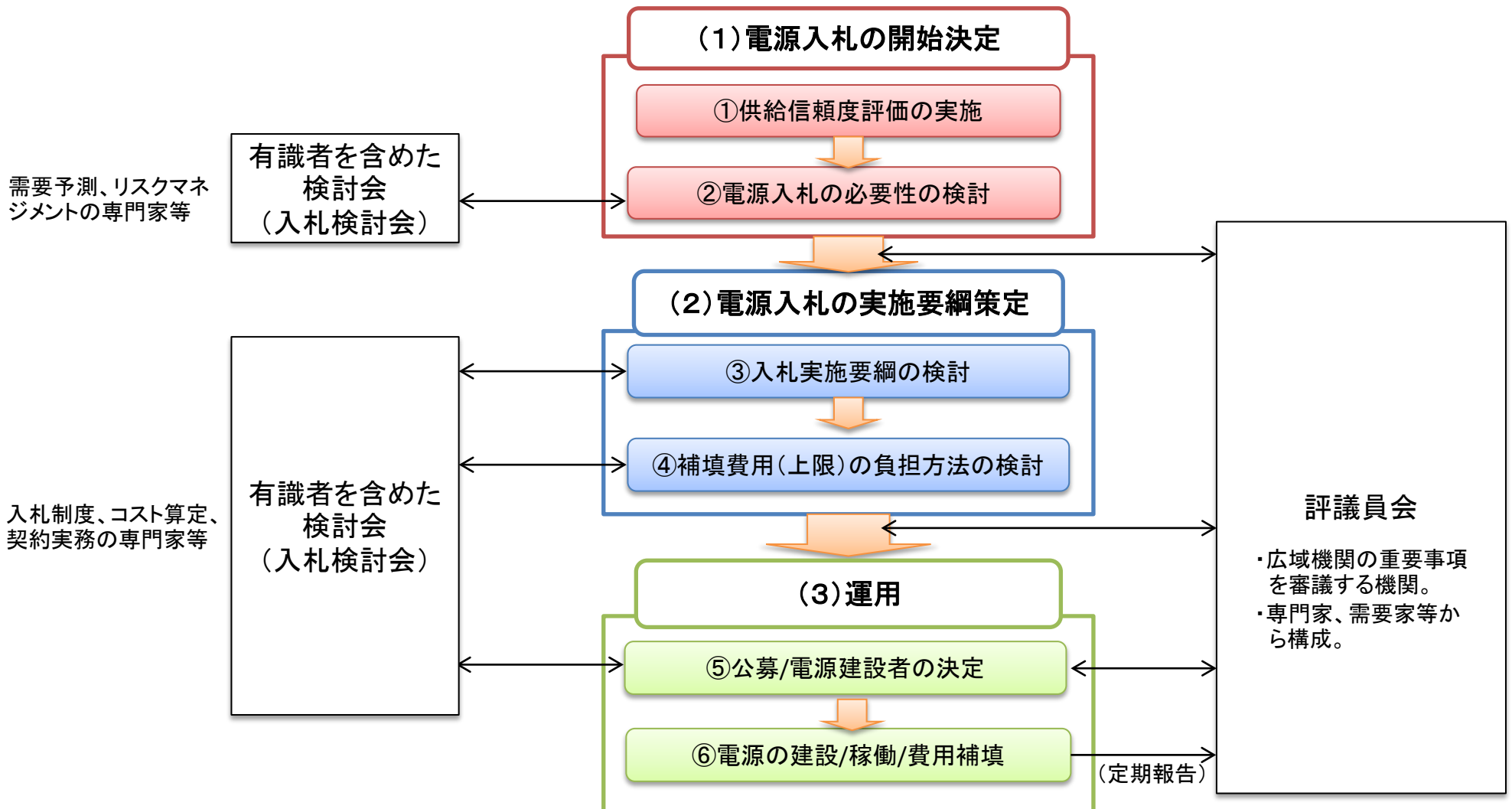
第28条の40 推進機関は、第28条の4の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～四 (略)

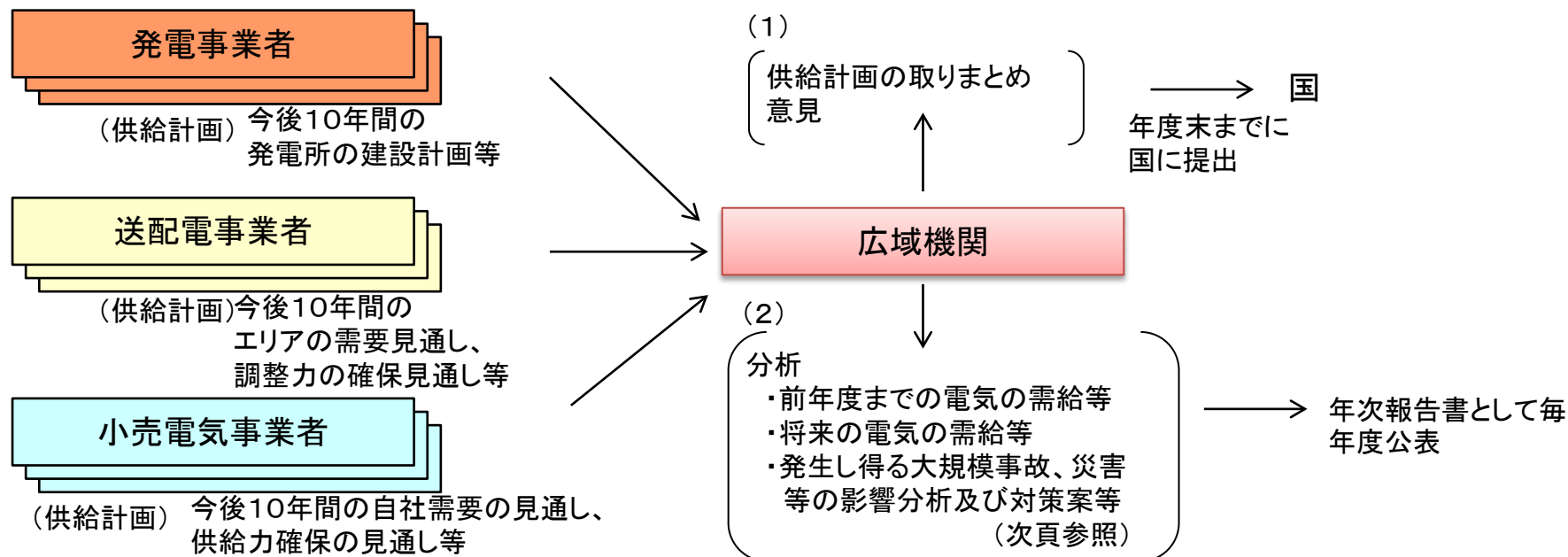
五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。

六～十 (略)

- 入札実施の決定、費用負担方法の決定、落札者の決定に当たっては、有識者を含めた検討会を設けて客観性のある議論を行うとともに、需要家への負担に直結する判断を伴うことから、需要家も加わって運営されることとなる評議員会に諮った上で理事会決定を行うこととしてはどうか。



- 広域機関は、供給計画の取りまとめ業務や、年次報告の中で行う供給信頼度評価業務等を通じて、平常時より、入札検討開始の必要性の有無についての判断を行う。
- 具体的には、
- (1) 広域機関は、電気事業者から供給計画(10年間の需要見通しや電源の建設計画等)を受け取り、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、年度開始前に国に提出。(下図(1))
 - (2) 広域機関は、毎年度、年次報告書を作成し、これを公表。(下図(2))
- 上記に加え、10年を超えて長期的・計画的に整備を要する電源や、大規模自然災害への対応など、政府の政策方針に基づき検討を開始する可能性もある。



- 広域機関は、供給計画のとりまとめ業務等を通じ、将来の供給信頼度について、量的な側面と、質的な側面から評価(供給信頼度評価)を実施。

(1) 需要

広域機関は、過去の需要実績と、GDPやIIPなどの経済見通しや人口見通し等の前提条件を基に策定した需要想定と各エリアの需要想定について検証の上、向こう10年間の全国の想定需要を策定。

(2) 供給

①量的な側面(アデカシー)

日本全国における、10年後の発電所の建設計画及び保有状況を踏まえた設備容量(建設計画の遅延や休廃止等のリスクも考慮。)や、予備力(※)(地域間連系線を通じた他エリアからの電力融通可能性も考慮。)を評価。
(※)設備容量に対し、定期検査等によって稼働できない容量を除いた供給力と、想定需要を比較した際の余剰割合。

②質的な側面(セキュリティ)

落雷などによる障害が発生しても、系統安定度や電圧・周波数を維持できるかどうかを評価。具体的には、停電となった頻度・停電時間、その要因(落雷等)、電圧・周波数のボラティリティなどの実績を整理・蓄積の上、どの部分の送電網を強化することにより、どの程度、系統の強靱性が高まるか、どの地点に電源を設置することにより、どの程度、系統の強靱性が高まるか、送電網に障害が発生した場合に系統安定度や電圧・周波数が維持されるかといった評価を実施。

③大規模災害シミュレーション

東日本大震災の教訓も踏まえ、大規模事故や災害等のシミュレーションを行い、これらの発生頻度や、発生した場合のインパクトについて評価を実施。

- 広域機関の発議により、有識者を含めた検討会(以下「入札検討会」)を立ち上げ、電源入札の必要性の検討を行う。入札検討会においては、例えば、以下のような視点から検討を実施。
 - ・ 広域機関の需要想定を検証。
 - ・ 市場メカニズムのみでは、電源建設・維持の見込みがないか。
 - ・ 将来の供給力について、節電の見通しや、デマンドリスポンスなど需要抑制の手段を活用したとしても、将来の供給力(予備力)の確保が必要である状況にあるかどうか。
 - ・ 環境アセスメントを含む電源建設のリードタイムや公募に要する期間を考慮し、適切なタイミング、入札対象であるか。
 - ・ 上記を踏まえ、適切な募集規模であるか。
- 入札検討会での結論を基に、評議員会での審議を経て、理事会で電源入札の開始を決定。

(1)大規模な発電所の建設の場合には、環境アセスメントに要する期間を含め、相当程度の期間を要するという特徴あり(注)。このため、広域機関は、大規模電源を必要とする場合には、運転開始までに要する期間よりも事前の段階で必要性の判断が必要。

(注)火力発電所の運転開始までに要する期間

1年程度:建設地点の選定、開発計画の策定

3~4年程度:環境アセスメント

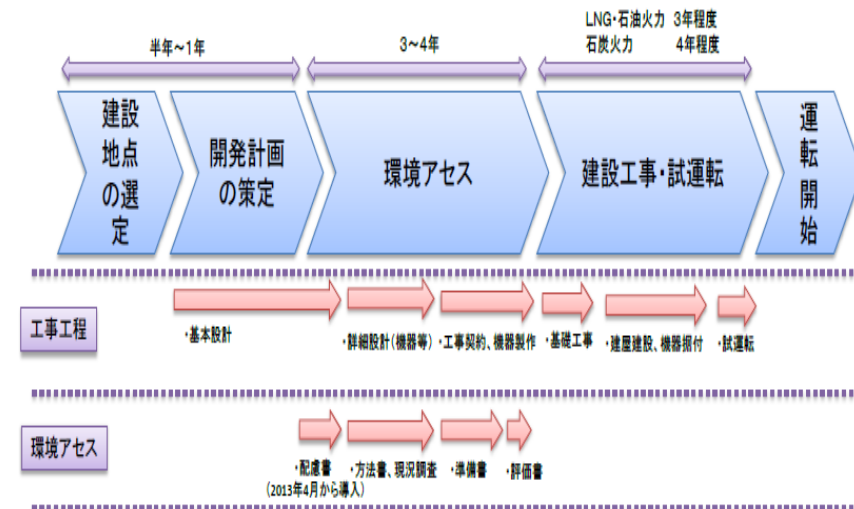
3~4年程度:建設工事・試運転

短期間で供給力を確保する必要がある場合、広域的運営推進機関は、環境アセスメントを要しない電源(小規模な電源(11.25万kW未満の火力発電所等))を公募する。

(2)発電事業者による老朽火力発電所等の休廃止により、供給力を確保する必要がある場合には、休廃止が届け出られた電源に対し当該電源を改造・改修又は維持・運営することのできる事業者を募ることも必要。

この際、広域機関は、当該老朽火力発電所等の休廃止に伴う需給のひっ迫度合いに応じて、必要な措置を講ずる。

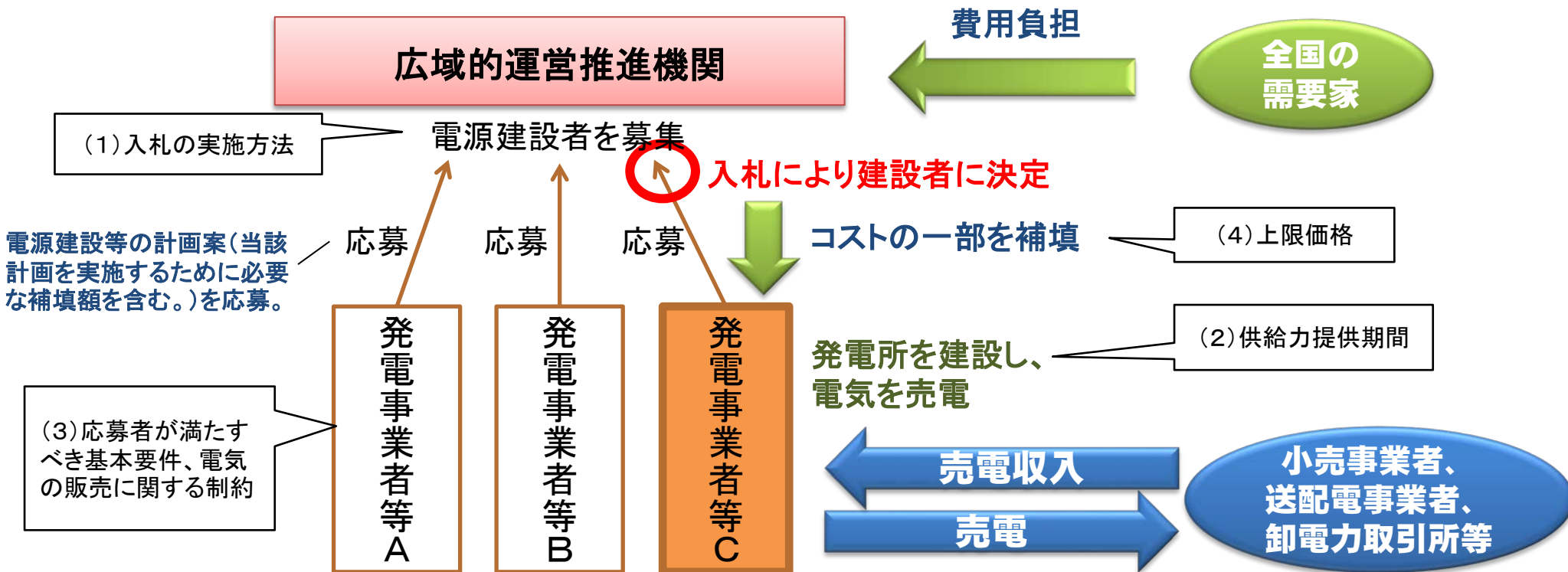
火力発電建設のリードタイムの概要(10年程度)



○ 広域機関として電源入札の実施についての判断を行った後に、具体的な入札の実施要綱を策定。実施要綱に記載すべき事項は、例えば以下のとおり。

- (1) 電源入札の実施方法
- (2) 供給力提供期間
- (3) 応募者が満たすべき基本要件、電気の販売に関する制約
- (4) 上限価格

・要綱策定に当たっての留意事項については、次頁以降参照。
 ・これらは、原則的な考え方は予め明らかにしておくことが必要となるが、入札の内容に応じて個別の事案に即した判断も求められる。



○入札の実施者：広域機関

○募集内容：

①広域機関が示す募集規模の範囲内の容量の発電設備を建設、維持及び運用する事業者を募集。
(落札者が、電源の建設等を行い、維持・運用を実施することが前提。発電事業者である事業者のみならず、今後届出を行い発電事業者になろうとする者も可。)

②電源建設等の計画及び必要な補填額(円/kW・年)を記載した提案を募集。

◆ 評価項目については、価格要素の他に非価格要素による評価を可能とする。この場合、非価格要素についてもポイント制等により客観化し、価格要素と併せて判定できるシステムとする。これらの評価項目や評価の考え方を入札実施要綱にて明らかにする。

◆ 入札電源から発電される電気の取扱については、次頁参照。

○入札方式としては、通常の入札方式の他、逆オークション方式を採用することも考えられる。

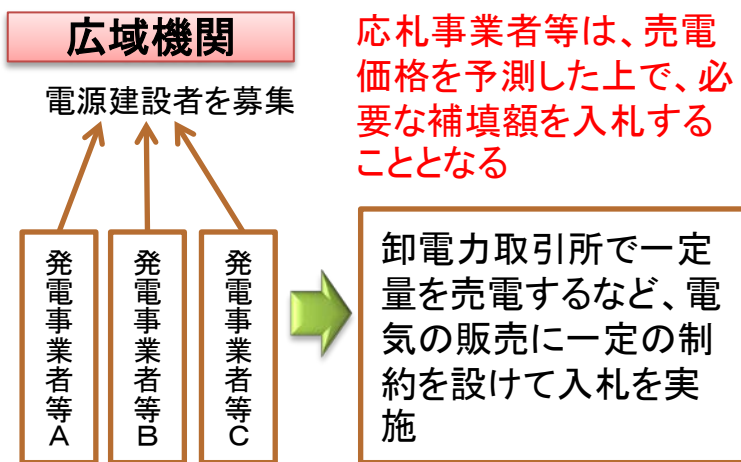
(参考)逆オークション方式

応札価格を開示して応札者間での競りを行い、その結果最も安い価格を提示した事業者が落札する方式。

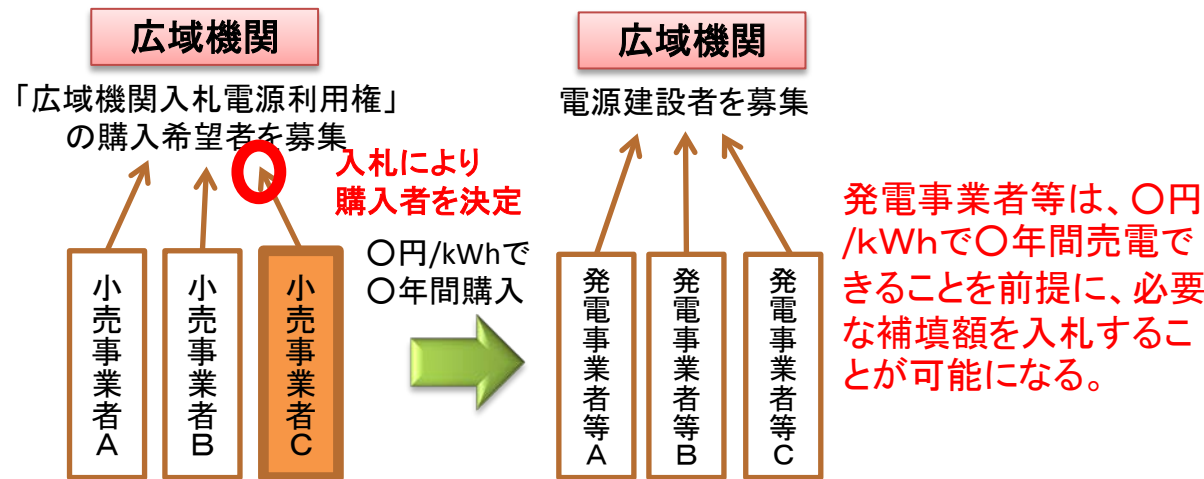
我が国において、現行の火力入札制度は通常の競争入札方式を用いているが、例えば、英国の容量市場では、逆オークション方式の仕組みが検討されている。

- 一般的に電源建設に当たっては、資金調達との関係もあり、予め、ある程度、発電される電気の売電先についての長期的な見通しを持った上で判断を行うことが通例。本制度において入札の対象となる電源については、公的な費用補填を得て建設等がなされることとなるため、卸電力取引所への拠出、公募入札を経た相対契約による販売等、当該電源から発電される電気の販売に関して、一定の制約を設けておくことが必要。具体的には、入札実施要綱において明らかにすることが求められる。(手法1)
- また、広域機関が、予め小売事業者に対して「広域機関入札電源利用権」(仮称)を入札にかけ、販売先と販売価格を確定した上で、当該販売価格で売電できることを前提とした電源入札を実施することも考えられる。(手法2)

①発電事業者を決めた上で売先を決定する場合

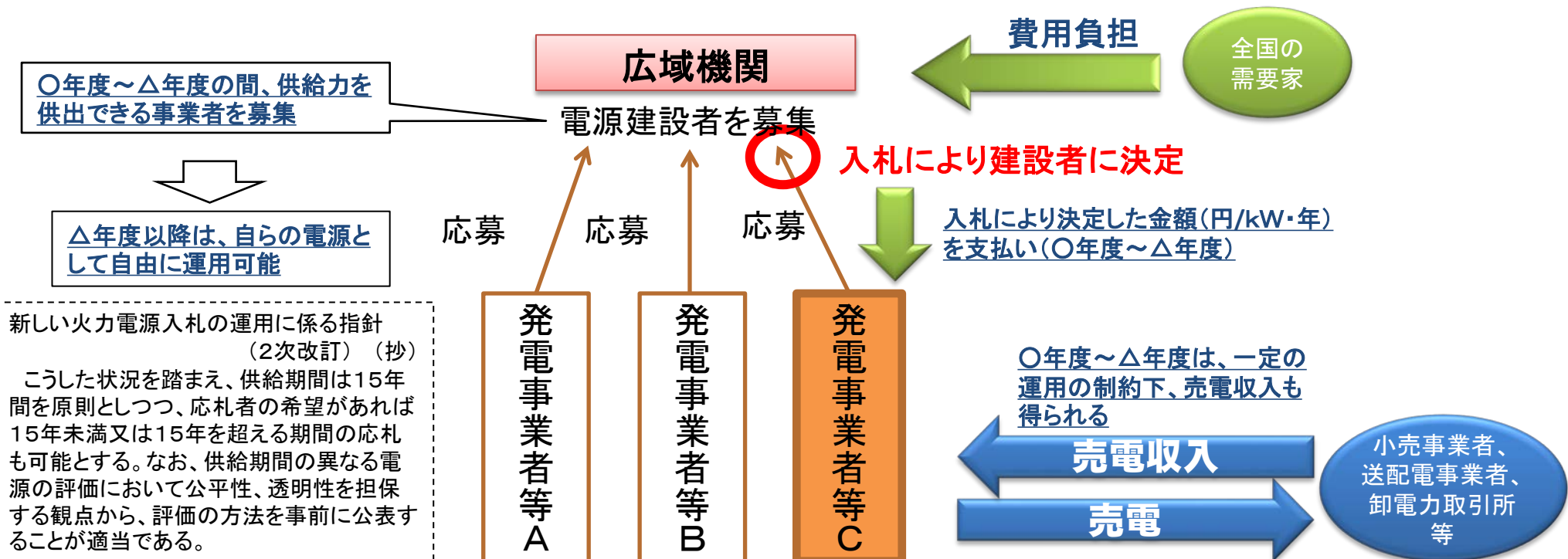


②売り先を決めた上で発電事業者を決定する場合



	メリット	課題
手法1 (発電事業者を決めた上で売り先を決定)	○シンプルな入札となる。	○卸電力取引所への売電割合次第では、応募者がリスクを避け、ファイナンス費用も当該リスクを前提としたものとなるため、補填額の落札価格が高くなる可能性がある。
手法2 (売り先を決めた上で発電事業者を決定)	○売電収入の不確実性を抱えることなく応札でき、ファイナンス組成も容易となり、補填額の価格が低く抑えられる可能性。	○2度の入札を行うので迅速性を要する場合には適用困難。 ○将来算入する小売事業者は調達する機会が得られない。 ○購入する小売事業者に一定の資力信用が必要。

- 将来供給力が必要となる時期に、適切に供給力が提供されるよう、広域機関は落札者が供給を開始する時期を要綱に明記することが必要。また、補填額を競う方式による入札が行われることを踏まえれば、電源入札電源としての役割の終了時期も明記が必要。
- 広域機関は、上記の供給力提供期間の間、その対価として、入札により決定した金額(円/kW)を、落札者に対し、定期的に支払う。
- 落札者は、供給力提供期間中、電気の販売収入と、広域機関からの補填額収入を得る。
(また、供給力提供期間後は、発電事業者が、自らの電源として自由に運用し、電気の販売収入を得ることが可能。)



- 落札者が電源建設を断念した場合、安定供給上深刻な事態が生じ、緊急設置電源の手配等代替的な手段を講ずることが不可避となるため、契約保証金を求めることや万一の事態が発生した場合には違約金を求めること等により、落札後の退出を抑止するための方策が必要。
- 供給力の量の不足に対応する場合には、応札できる電源の立地は問わないのが原則。ただし、地域間連系線等の制約や日本全体の電源分布の遍在性等の観点から、必要性が認められる場合には、一定の地域を指定することも考えられる。
(※) 上記以外に、例えば、沖縄地域において電源入札の必要性が生じた場合には、本土と系統が連系していないため、地域指定により入札を行うこととなる。
- ガバナフリー等の需給調整機能を有する電源が不足するおそれがあると認められる場合には、こうした機能の具備を要件化することも可能とする。
- 供給力の提供期間中は、原則、募集規模として定められた量の供給力を提供できなければならない。ただし、メンテナンスや点検作業のための停止等の必要性が考えられるため、入札実施要綱に、最低年間設備稼働率や、必ず供給力を供出しなければならない期間(ピーク期間など)等を明記するとともに、こうした条件に基づき実際に供給力が提供されているかどうかについて確認することが必要。

(参考) 新しい火力電源入札の運用に係る指針(2次改訂)

(11) 契約違反、契約解消等の取り扱い

落札者が契約違反した場合(計画遅延等)や、契約を解消する場合に、その事由を勘案しつつ、一定のペナルティを課すことは、モラルハザードを防止する観点からも合理的である。こうした観点から、落札者に対し契約保証金や違約金を課すことは可能とする。

- 入札電源は、安定供給の観点から、必要性が極めて高い電源であるが、①広域機関からの補填額は、最終的には需要家負担となること、②電源入札を行った場合の需要家負担の上限を予め明らかにすることが望ましいこと、③コストを度外視して建設することは適当でない場合も考えられることから、通常の電源入札と同様、上限価格を設定することが基本と考えられる。
- この際の上限価格の定め方は、需要ピーク時間帯における停電の社会的コストなどを勘案する方法などが考えられる。
- 上限価格を公表すると、特に潜在的な応札者の数が少ない場合においては、応札金額が上限価格近辺で高止まりする可能性などもあるため、上限価格を非公表とすることも可能とする。
- 広域機関が期間をおかずに複数の電源入札を実施しようとする場合には、①最初の入札結果が二度目以降の入札の参考価格となってしまうおそれや、②再入札があることを予見して最初の入札への出し惜しみが生じるおそれがある。このため、広域機関は、複数の上限価格を設け、段階的に募集規模を設定するなど、可能なかぎり、一度の入札で、当面、必要となる電源を確保できるようにすることが望ましいのではないかな。

○ 全需要家で広く負担する仕組みとして、以下の3案が考えられるところ、費用回収の確実性及び透明性確保の観点から、案2とすることが適当ではないか。また、当該費用の請求書等への記載方法についても検討が必要ではないか。

(案1) 広域機関が、通常の会費に加え、電源入札特別会費(仮称)を、ピーク時最大需要(kW)等に応じ、一般送配電事業者に対して求める。一般送配電事業者は、この費用を当該費用を託送原価として計上し、必要に応じて、託送料金改定の認可申請を行う。

(案2) 広域機関が、通常の会費に加え、電源入札特別会費(仮称)を、ピーク時最大需要(kW)等に応じ、一般送配電事業者に対して求める。一般送配電事業者は、この費用に相当する額を、託送料金とは別に、国の認可を得て(改正電事法第18条第2項ただし書認可)、託送料金に上乗せして回収する。

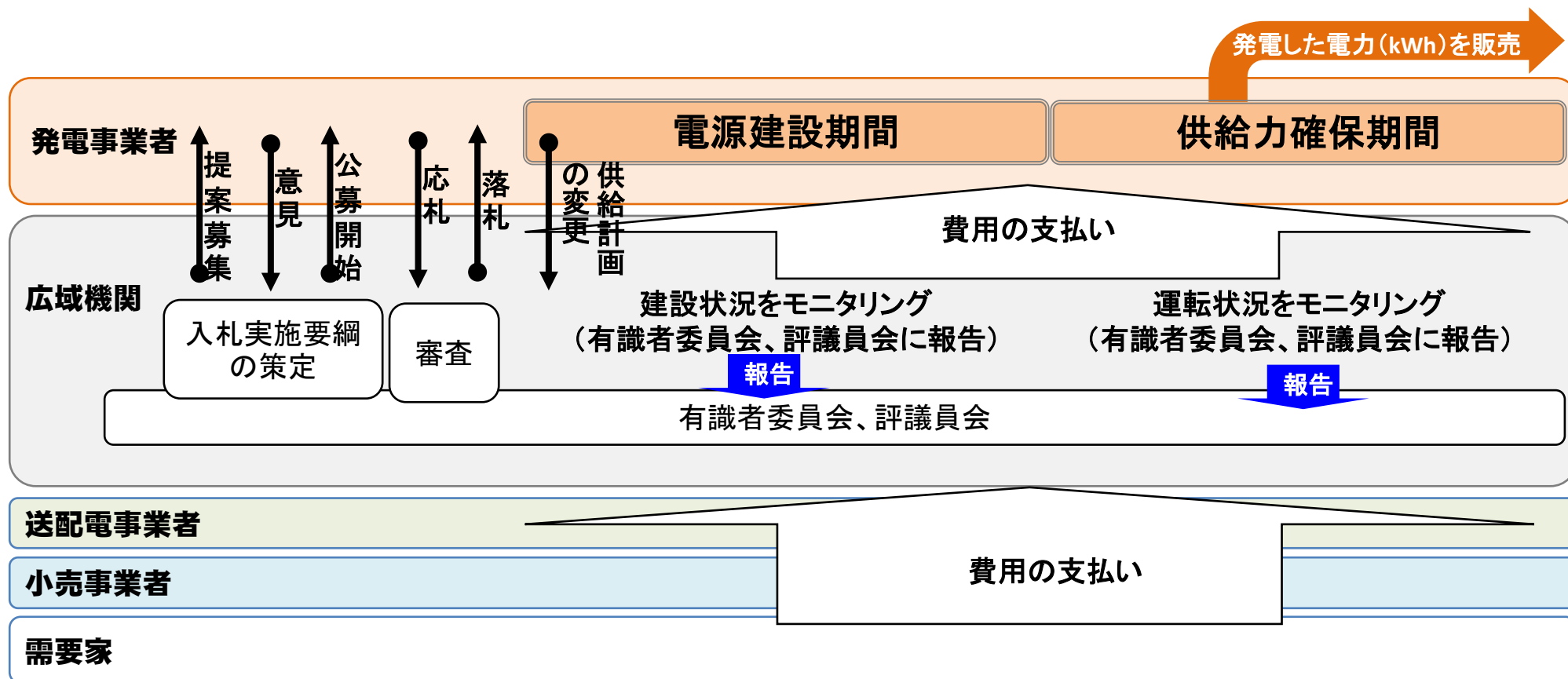
(案3) 広域機関が、通常の会費に加え、電源入札特別会費(仮称)を、ピーク時最大需要(kW)等に応じ、小売電気事業者に対して求める。小売電気事業者は、この費用を、顧客への電気の販売収入から回収する。

	メリット	デメリット
案1	○広域機関にとって、費用回収の確実性が高い。	○一般送配電事業者にとって、託送料金改定の認可申請を行い、認可が得られるまでの間、一時的な負担が発生する。 ○託送料金の内数となるため、小売事業者から見て透明性が低くなる。
案2	○広域機関にとって、費用回収の確実性が高い。 ○託送料金の外数となるため、小売事業者から見て透明性が高くなる。	
案3	○一般送配電事業者を介すことなく、小売事業者に直接課せられるため、小売事業者から見て透明性が一層高くなる。 ○小売事業者によるチェック機能が相対的に強く働きやすい。	○広域機関にとって、費用回収の確実性が低い(小売事業者による会費未納リスク。) ○行政によるチェック機能が働きにくい。

(参考)電力システム改革専門委員会報告書(抄)

何らかの理由で電源開発投資が行われない場合に備え、将来的な供給力不足を回避する最終手段として、広域系統運用機関が電源建設者を公募入札する仕組みを設けることとする。投資回収できないコストが発生した場合には、送電料金へのサーチャージ等により全需要家で広く負担することとする。

- 入札実施要綱の確定前には、提案募集(RFC: Request for Comments)を実施することとする。広域機関は、当該入札実施要綱に対する提案内容についての回答を公表するとともに、反映できるものは反映する。
- 十分な提案期間を設けた上、提案を受け付け、当該提案の評価については、有識者委員会で検討する。
- 落札者が決まったら、当該事業者と契約を締結。当該事業者より、直ちに供給計画の変更届出を求める。
- 広域機関は、定期的に、入札電源の建設の進捗状況や稼働状況を有識者委員会及び評議員会に報告する。



2. 設備形成ルールについて

【第6回WGで提起した主な論点】

- ① 広域連系系統増強に関する検討開始要件、検討提起主体の要件
- ② 広域機関が整備計画を策定するに当たっての検討・考慮事項
- ③ ルート選定、事業実施主体の決定方法
- ④ 受益者の特定方法

【本日の議論の位置づけ】

【本日の論点】

- ・ 広域機関において、今後、送配電等業務指針を作成（業務規程を改定）していくに当たって、より具体的な検討を進めておくことが必要と考えられる検討項目の選定。
 - ・ 各検討項目に係る論点の検討。
- ※なお、検討項目に係る論点の具体的な検討は、次回以降も引き続き取り組む。

【今後の検討事項】

- 検討項目のうち、以下を更に具体化
- ・ 検討開始要件
 - ・ 計画策定プロセスの標準検討期間
 - ・ 長期方針の策定にあたって考慮すべき事項
 - ・ その他検討すべき事項

【具体的にすべき検討項目】

- ① 計画策定プロセスにおける検討開始の要件
- ② 受益に関する基本的な考え方
- ③ 計画を検討するために広域機関が設置する整備委員会の体制
- ④ 計画策定プロセスに係る標準検討期間
- ⑤ 整備計画策定後のフォローアップ
- ⑥ 全国の広域連系系統に関する長期方針

項目① 計画策定プロセスにおける検討開始の要件

【論点】

- 個別の広域連系系統の整備計画策定プロセスの検討開始要件については、以下のような考え方から具体化すべきではないか。
 - (1) 混雑解消：
 - ① 連系線の増強に係る検討開始要件の策定に当たっては、現状ESCJルールのような単眼的（運用容量に対する空き容量比率）な要素に加えて、市場分断の状況等の複眼的な要素も提示する必要がある。
 - ② 地域内基幹送電線については、連系線利用時の制約となっていないことを確認するための要件の策定のため、地域内基幹送電線の混雑の考え方を整理することが必要か。
（例えば、地域内基幹送電線に接続されている発電機の発電抑制の発生状況等、接続検討協議の状況を踏まえた要件とすることが考えられる。）
 - (2) 電源設置：
検討開始の検討提起にあたり、規模要件（設備要件）や複数事業者が提起する際の手続きの整理、費用負担事業者の途中撤退や工事費の増額等の状況変化が発生した際の取扱いについて整理することが必要か。

※現行のESCJルールにおける連系線の混雑の考え方

- ・地域間連系線の利用実績 地域間連系線の利用実績において、運用容量に対する空容量が5%以下の時間数比率が、過去1年間で20%以上となった場合。
- ・地域間連系線の長期計画 地域間連系線の長期計画において、運用容量に対する空容量が10%以下の年度が3年以上となった場合。
- ・地域間連系線の年間計画 運用容量の算定断面を複数化している地域間連系線の年間計画において、対象期間内で運用容量に対する空容量が5%以下の時間数比率が20%以上となった場合。

項目② 受益に関する基本的な考え方

【論点】

- 連系線等の整備に関する費用の負担割合については、送配電等業務指針で定める費用負担に関する基本的な考え方を踏まえ、個々の連系線の状況に応じて、広域機関が決定することとなる。
- 費用負担については、受益者負担を原則としつつ、予見可能性を向上させるため、下記表のような連系線等の増強効果と受益者（費用負担者）の基本的な考え方を例示した上で、増強目的に応じて個別に広域機関が費用負担割合を決定※していくこととはどうか。

※連系線等を新設・増設する際に、複数の増強効果が見込まれるケースについては、費用負担はそれらの効果を複合的に勘案。

【連系線等の増強効果及びその受益者（費用負担者）に関する基本的な考え方（例）】

増強目的	増強効果		受益者（費用負担）	
安定供給	①事故時の系統安定性向上	・事故時の周波数の安定性が向上。	・事故時の周波数安定性が向上するエリアが受益。	一般負担 (効果のあるエリアで分担)
	②大規模災害時の供給力確保	・大規模災害によって電力不足が発生しても大規模な全国融通が可能。	・大規模災害時の全国融通により供給力が確保できるエリアが受益。	
	③2ルート化による負荷遮断回避	・ルートの複線化による負荷遮断の回避効果。	・1ルート断時に、周波数低下限度により負荷遮断が必要なエリアが受益。	
	④予備力節減効果	・予備力をエリア間で補完可能。	・予備力節減メリットのあるエリアが受益。	
	⑤電圧安定の向上	・連系線等増強時、電圧安定装置等の設置により、電圧安定性を確保する効果。	・連系線等増強によるメリットに加え、電圧安定性を確保できるエリアにメリット。	
混雑解消	①広域的な電力取引の活性化	・エリア間での電力に価格差がある場合に効果。	・価格差のあるエリアのうち、高い価格のエリアに受益。 ・全国的なメリットがあるため全エリアも受益。	特定負担 (個別の取引を行う事業者)
	②個別の広域的な電力取引に起因	・個別の電力取引を安定的に行うことが可能。	・広域的な取引により裨益する事業者が受益(状況に応じて安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮)	
電源設置	①広域的な取引が見込まれる電源の設置	・エリアをまたいで送電する電源設置が可能。	・広域的な取引により裨益する事業者が受益(状況に応じて安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮)	特定負担 (電源設置者又は、受電する者)

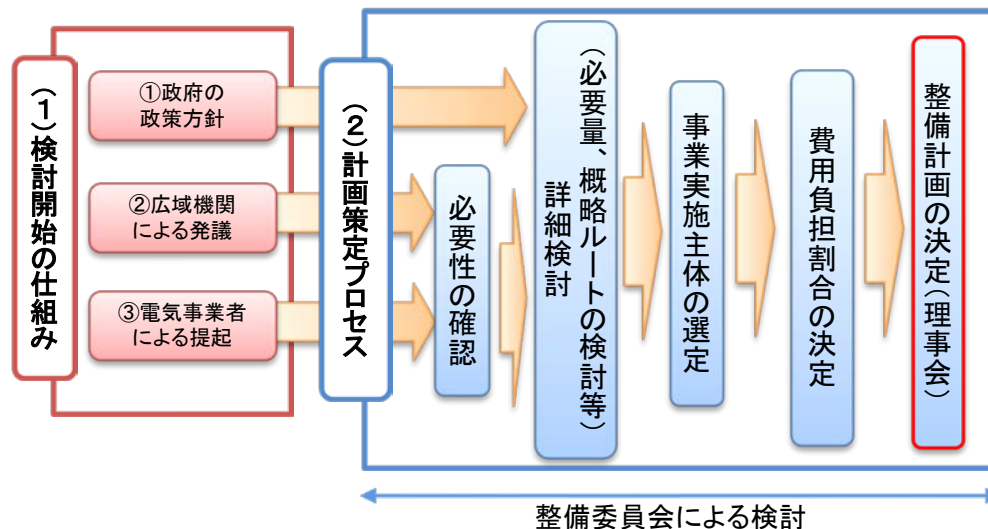
項目③ 整備計画を検討するために広域機関が設置する整備委員会の体制

【論点】

- 中立者を含む適切な検討委員会（以下「整備委員会」という。）の体制については、広域機関が中立的に整備計画を策定するという観点から、専門的な知見を有する有識者等の中立者を中心として、発電事業者、小売電気事業者、送配電事業者も均等に配置し、策定する整備計画の内容に利害を有する者（提起者や既存設備設置者、連系線における両端の送配電事業者等）等は、オブザーバーとすべきではないか。
- 広域機関による発議又は電気事業者による提起については、同じ広域連系系統に対し、同様の提起が複数なされる可能性があり、それらの提起は整備委員会でまとめて検討することが効率的であるため、定期的※に整備委員会が開催できる仕組みを整備すべきではないか。

※例えば、3ヶ月に1回程度の開催を基本としつつ、案件の状況に応じて開催の要否を検討するなど。

＜広域機関における個別の広域連系系統の整備計画策定プロセス＞



※現行のESCJルールにおける検討体制の考え方

理事会は、当該検討を行うため、連系線整備計画に係る委員会を設置する。連系線整備計画に係る委員会の委員は、当該特定電源開発者、関係一般電気事業者および当該地域間連系線の建設・所有主体者を必須とし、その他の委員は、一般電気事業者グループ、特定規模電気事業者・特定電気事業者グループ、卸電気事業者・自家発設置者グループおよび中立者グループの全委員数の均衡を考慮して、理事会で決定する。

項目④ 計画策定プロセスに係る標準検討期間

【論点】

- 計画策定プロセスでは迅速な検討が求められる一方で、広域機関には様々な提起がなされると予想されると共に、実現可能性等が必ずしも十分に検討されていない段階からの提起であることにも留意し、整備計画の策定に係る標準的な検討期間を設定すべきではないか。

※現行のESCJルールにおける検討期間の考え方

連系線整備計画に係る委員会は、検討期間が6ヶ月を超過する場合は、6ヶ月ごとを目途に、中間報告書を作成し理事会に提出する。理事会は、中間報告書に係わる提言を決議し、連系線整備計画に係る委員会に通知する。

項目⑤ 整備計画策定後のフォローアップ

【論点】

- ESCJが提言した連系線整備計画は、年1回、状況確認を行っているが、広域機関が実施するフォローアップについても定期的に状況を確認する仕組みが必要ではないか。
- 例えば、計画策定プロセスで決定した整備計画については、業務効率化の観点から、年1回の供給計画のチェックプロセスを行う機会も利用して、送配電事業者に対し、具体的な進捗状況の把握・フォローアップに必要な情報の提供を求め、状況を確認してはどうか。

項目⑥ 全国の広域連系系統に関する長期方針

【論点】

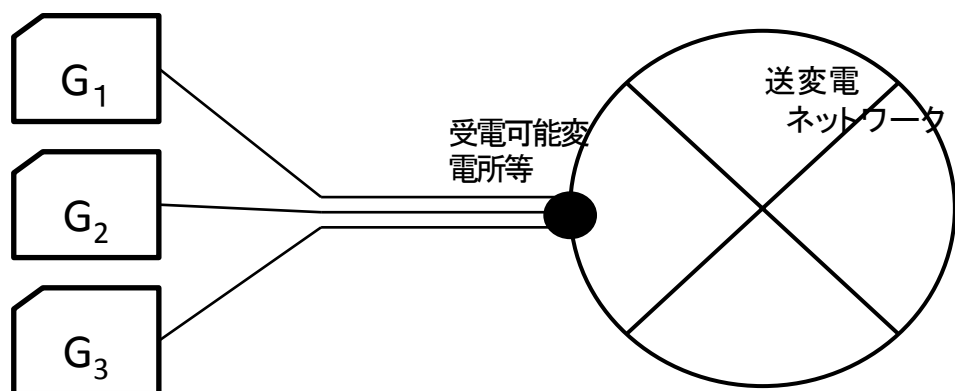
- 長期方針の策定目的、対象期間、盛り込むべき項目等を整理すべきではないか。

3. 系統アクセス手続きの見直しについて

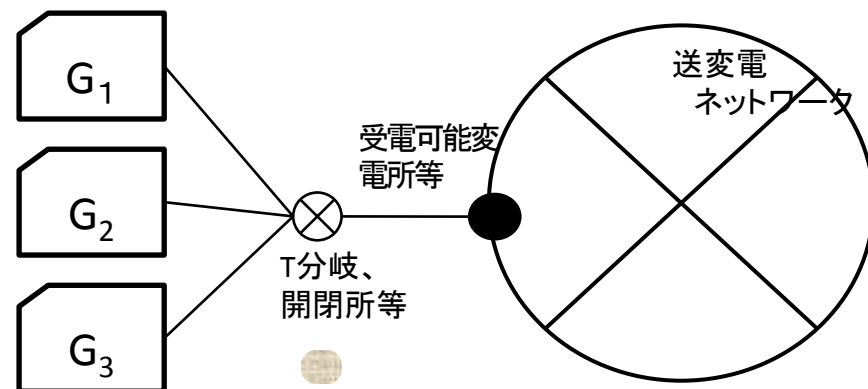
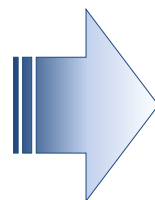
【問題の所在】

- 一般電気事業者は、電源設置を検討する者から自社の電力系統に電源の接続検討の依頼があった場合には、接続に要する送変電設備(電源線、電圧調整装置等)について、一般電気事業者の受電点及び受電点までの経路や設備仕様、電源設置者から申し受けるべき負担金額等を検討し、3ヶ月以内に回答することとなっている。
- この接続検討は、検討依頼者の計画の守秘性もあり、他者による近隣地域での電源設置の検討依頼があった場合でも、それぞれ独立に処理される。この結果、最適な設備計画とならず、回答において示される検討依頼者の負担金も無用に増大することとなっている可能性。

【現行の手続き】



$G_1 \sim G_3$ は、近隣にあるにも関わらず、別の者による接続案件であるため、別々の案件として処理され、工事費負担金も単独案件を前提に算定されることから、回答として示される工事費負担金の額が高額化する傾向



電源設置に伴い一定規模以上の送変電設備増強が必要となる場合には、周辺地域で同じ設備を共有できる者とともに増強コストの負担を可能とする仕組みを構築することで、効率的な設備投資を行っていくことが必要ではないか。

【検討に当たって留意すべき事項】

①今後、系統への接続に係る検討を申し受ける者は一般電気事業者だけではなくなる

- 広域機関の業務開始に伴い、一定規模(1万kW)以上の案件に係る接続検討の受付については、検討依頼者側が、広域機関と各エリアの一般電気事業者(2016年以降は一般送配電事業者)のいずれかに申し込むか選ぶことが可能となる。

②電源設置計画の守秘性の確保

- 複数の電源設置計画がある場合であっても、個々の電源計画や送変電設備の増強計画が固まり、送変電設備の建設に着手できるようになるまでの間は、検討依頼者の計画の守秘性を保つことが必要。

③回答までの期間の長期化の懸念

- 電源設置計画については、既に広域機関又は一般電気事業者において接続検討を受け付けているものの以外にも潜在的に存在する可能性があり、こうした、いわば水面下にある計画を掘り起こすことも必要。しかし、こうした計画を掘り起こすことで、現在3ヶ月以内とされている回答期限を長期化させる懸念もある。

【具体的な解決方策(案)】

以下のような手続きを行うことにより、電源設置に伴う送変電設備の増強を効率的に進められるようにルール整備を行う。

(具体的には、広域機関の送配電等業務指針に以下の考え方を盛り込むことで広域機関、各一般電気事業者が守るべきルールとして整備するとともに、広域機関自身が行う業務については、広域機関の業務規程にも反映。広域機関発足前に生じた事案についても、一般電気事業者にて、趣旨を踏まえ可能な限り対応。)

- 広域機関又はエリアの一般電気事業者は、電源の接続検討依頼を受け付けた場合であって、送変電設備の増強が一定規模以上になることが見込まれる場合には、可及的速やかに、依頼者に対して、近隣の電源接続案件の可能性を募る旨を申し伝える。

(ただし、依頼段階で、検討依頼者から、例えば、一定規模以下の負担金であれば単独での負担でもよいので接続に必要な送変電設備の整備を急ぐとの依頼者からの意向が示されている場合にあっては、従前同様、個別の接続案件として処理を進める。)

- 検討依頼者から、単独負担の意向が示された場合を除き、電源設置者、設置電源の具体的な諸元等の守秘性のある情報を適宜符号化した上で、周辺地域での電源設置案件を募る。
- 上記募集を行った結果、他の事業者から具体的事案が提出された場合には、広域機関又は一般電気事業者は、当該事案も考慮に入れて送変電設備の設備増強計画を検討し、接続検討に対する回答を行う。
- 電源設置者が負担することとなる工事費負担金の金額規模等によっては、電源設置計画の変更又は中止もあり得ることなども考慮し、建設工事の着工までの間は、広域機関又は一般電気事業者は、電源設置者及びその計画内容が特定されないよう情報管理を行う。

広域機関において、今後、送配電等業務指針を作成(業務規程を改定)していく時には、以下の論点について十分に留意して検討を進めることが必要。

【論点1】 「一定規模」の考え方

- 電源設置者にとって工事費負担金に関する不満は、絶対金額というよりも、電源本体の投資規模の大小により相対的に決まってくることを勘案すると、本プロセスにおける「一定規模」の基準についても、最初に提出された接続検討依頼案件の設備容量との関係で、相対的な金額に着目した基準とするのも一手。

【論点2】 複数の接続案件がでてきた場合の、処理の実施者

- ①1万kW以上の電源設置者にとって、接続検討依頼の相手先は、広域機関orエリアの一般電気事業者の選択制となっているが、一般電気事業者に依頼された案件についても、広域機関に共有されることとなっていること
 - ②もともと工事費負担金については、これまでも、電源設置者にとっての不満が生じやすく、本件プロセスについては、負担金額が大きいことから始まるプロセスであること
- を踏まえると、本件プロセスに関する募集や行程管理等の業務を、より中立性の高い広域機関に一元化するのも一手。

(ただし、この場合であっても、依頼者から提示される電源設置場所近辺に存在する送変電設備の状況については、一般電気事業者が所持する情報であることから、広域機関に一元化した場合であっても、一般電気事業者の関与がなくなる点にはならない点に留意が必要。)

【論点3】 標準処理期間の再設定

- 他の電源設置者を募る場合には、単独案件としての処理に比して依頼者に対する回答までの標準処理期間(3ヶ月)の長期化を余儀なくされる可能性あり。
- この場合においても、プロセスに要する期間の長期化を抑制するため、例えば、
 - ① 接続検討依頼を受けてから、依頼者に対して、近隣の電源接続案件の可能性を募るとの判断を依頼者に返すまでの期間
 - ② 他の電源設置者の募集期間
 - ③ 募集締切後、各電源設置者に対する回答までの期間
 に分けて、標準的な期間を定めておくことが必要。

【論点4】 オークション的手続きの導入

- 本件プロセスでは、電源設置に伴い必要となる送変電設備(電源線、電圧調整装置等)の負担問題であり、電気事業法の運用上、特定負担とされているものが対象。したがって、原則として、発電所の構内と構外の境界(起点)から数えて1つめの変電所又は開閉所までの設備を念頭においている。(電源線省令参照)
- しかしながら、当該変電所等、或いは、その変電所の先のネットワーク設備において、送電容量に制約がある場合には、ネットワークの増強、或いは接続容量の制限が必要となる。
- こうした場合に、特定負担の対象となる部分の設備については、より多くの負担金を負担する者を優先する手続きを導入することで、発電設備の設置に意欲のある者の取組を優先していく手続きも検討するの一手。